

# 岐阜県公報

## 目 次

### 監査委員告示

住民監査請求に係る監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ  
一

号 外 (一) 平 成 三 十 一 年 一 月 十 八 日

### 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第四項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年一月十八日

岐阜県監査委員	山 本 勝 敏
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たるときは翌日)

平成三十一年一月十八日

(別紙)

第1 請求の受付

1 請求人 住 所 岐阜県関市洞戸市場 542 番地  
氏 名 鷺見 智次

2 請求の概要

措置請求書の記載事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容を総合して、次のように解する。

平成28年度から平成29年度にかけて岐阜県警察本部が行った交通信号施設移設等工事、交通信号機改良等工事、交通信号機新設等工事、灯火式大型固定標識改良等工事及び道路標示塗替工事の計12件(以下「本件工事」という。)の請負契約に係る入札は、継続的に業者間で談合が行われてきた疑いが極めて強い。

入札に参加している業者間で談合が行われた結果、あらかじめ合意されていた受注予定者が、入札参加者間で公正な競争が行われた場合に形成されたであろう正常な落札価格と比較して不当に高い価格で落札し、岐阜県に損害を与えた。

本件工事において、落札者との請負契約書に、談合による入札の場合は契約額の10%ないし50%の損害賠償をする旨の条項が入っている場合は、岐阜県は同条項に基づき、落札者に対し損害賠償請求権を有することとなる。

よって、岐阜県知事は、談合を行い県に損害を与えた本件工事の入札の各落札者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求をすべきであるにもかかわらず、その請求を怠っていることから、必要な措置を求める。

3 請求人が主張する事実

請求人は、事実を証する書面として、本件工事の各入札の結果として公表済みの各入札情報及び自ら入札状況をまとめた一覧表を措置請求書に添えて提出し、これらに基づき談合の存在を裏付ける事実として次のとおり主張していると解する。

(1) 入札参加者が1者しかない  
工事番号第29-169号、第29-170号及び第29-185号の3件は、参加者が1者しかないのは不自然である。

(2) 入札参加者は複数であるが事実上の参加者が1者である  
次の入札態様は、あまりに不自然である。落札者が意図的に入札額を高額に設定した一方で、それ以外の業者に落札の意思がなかったことは明らかである。

ア 工事番号第28-209号、第28-230号及び第28-232号の3件は、入札参加者が複数であるものの、落札者以外は全員辞退ないし入札書不着であり、事実上、入札に参加していない。  
イ 工事番号第29-164号は、複数の業者が入札しているものの、入札者のうち、

落札者以外は全員最低制限価格を下回り、無効となっている。しかも、無効となった入札者は、最低制限価格を事前に把握しているかのように、最低制限価格(予定価格の88.81%)とほぼ同額で入札し、他方、落札者は予定価格と同額(1円単位で同額である)で入札し、落札した。

(3) 入札参加者が複数で事実上の参加者も複数であるが談合が疑われるもの  
工事番号第29-151号、第29-154号、第29-161号、第29-211号及び第29-212号の5件は、辞退者が複数あるものの、落札者以外にも若干の入札参加者が存在する。

しかし、落札者以外の入札金額は、最低制限価格を下回り無効である又は予定価格の約98%から100%と非常に高額である状況であった。工事番号第29-161号で無効となった入札額は工事番号第29-164号と同様、最低制限価格を事前に把握しているかのように最低制限価格とほぼ同額である。

その結果、いずれの事案も予定価格の95.0%から99.2%という、不当に高い価格で落札された。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、措置請求書が提出された平成30年11月26日をもってこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成30年12月27日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人本人が請求趣旨について監査委員に対し陳述を行った。

なお、措置請求書を補充するものとして工事番号第29-164号(交通信号機改良等工事)、第28-150号(交通信号機改良等工事)及び第28-203号(道路標示施工工事)に係る公表済みの入札情報などの提出があった。

第2 監査の実施

1 監査対象機関 岐阜県警察本部 会計課及び交通規制課

2 監査対象

措置請求書において特定されている以下の工事12件の入札について、知事が各落札者に対して談合という不法行為による損害の賠償請求を怠っている事実の有無を監査対象とする。

(1) 交通信号施設移設等工事 (2件)

道路の拡幅などに伴う交通信号施設の移設等

工事番号	工事場所	入札方法	当初契約額	契約者名
第28-230号	岐阜市東栄町4丁目15番地先 東栄町4丁目交差点 他9所	指名競争入札	3,992,280	(株) 愛岐通信
第28-232号	大垣市宮町2丁目25番地先 基本町交差点 他1所	指名競争入札	2,662,200	中川電設

※「当初契約額」は税込みの円単位。以下の各表において同じ。

(2) 交通信号機改良等工事 (4件)

既設の交通信号機のLED化等

工事番号	工事場所	入札方法	当初契約額	契約者名
第29-151号	高山市清見町牧ヶ瀬3835番地先 清見中学校前交差点 他13所	一般競争入札	43,070,400	河春電気(株)
第29-154号	各務原市鶴沼各務原町1丁目202番地1先 各務原町1丁目交差点 他9所	一般競争入札	18,598,690	(株) 大井通信設備
第29-161号	瑞穂市美江寺21番地1先 美江寺宮前町交差点 他16所	一般競争入札	39,562,300	(株) ソンコー 岐阜営業所
第29-164号	岐阜市上西郷9丁目3番地先 上西郷大塚交差点 他12所	一般競争入札	31,948,560	(株) ソンコー 岐阜営業所

(3) 交通信号機新設等工事 (1件)

道路の新設などに伴う交通信号機の新たな設置等

工事番号	工事場所	入札方法	当初契約額	契約者名
第29-185号	大垣市上石津町牧田738番地2先 牧田交差点 他5所	一般競争入札	16,502,400	(株) 愛岐通信

(4) 灯火式大型固定標識改良等工事 (1件)

灯火式や自発光式などの大型固定標識の改良等

工事番号	工事場所	入札方法	当初契約額	契約者名
第28-209号	下呂市小坂町門坂489 喫茶カフェ/ノ東側 南道 他13所	指名競争入札	4,147,200	(株) 共栄興業

(5) 道路標示塗替工事 (4件)

路面上に標示した横断歩道、停止線などの塗り替え

工事番号	工事場所	入札方法	当初契約額	契約者名
第29-169号	岐阜中・岐阜南・岐阜北・岐阜羽島・北方警察管内	一般競争入札	18,576,000	(株) トーヨー
第29-170号	多治見・中津川・恵那警察管内	一般競争入札	11,340,000	(株) トーヨー
第29-211号	郡上・関警察管内	指名競争入札	9,288,000	アース・クリエイト(有)
第29-212号	加茂・可見警察管内	指名競争入札	9,504,000	(株) コウケン

3 監査の実施方法

警察本部会計課及び交通規制課に対して関係書類の提示を求め確認を行うとともに、両課の関係職員から説明を受けた。

4 関係人調査の実施

法第199条第8項の規定に基づき、本件工事について、一般競争入札にあつては「入札者」及び「入札参加資格確認申請をしたものの入札しなかった者」並びに指名競争入札にあつては「指名を受けた者」すべてを対象に、計38業者に対して任意の協力の下に書面による調査を実施した。

第3 監査の結果

1 監査の過程において確認した事実

(1) 入札方法について

警察本部では、岐阜県一般競争入札実施要領(平成13年4月1日工換第9号)に従い、1件の工事費が原則として1千万円以上の建設工事を対象に一般競争入札を行う運用を行っているため、本件工事のうち、各予定価格が1千万円以上の工事7件については一般競争入札を、1千万円に満たない工事5件については指名競争入札としていた。

(2) 指名競争入札における指名業者の選定について

警察本部では、あらかじめ指名競争入札に付する工事の業種や予定価格に応じて指名すべき業者数を定めており、本件工事のうち、指名競争入札を行った工事5件についてもこの定めに従い、指名していた。

具体的にどの業者を指名するかについては、岐阜県入札参加資格者名簿において、交通信号施設移設等工事は「電気工事業」、灯火式大型固定標識改良等工事は「とび・土工工事業」、道路標示塗替工事は「塗装工事業」の区分により業者登録されている者の中から、過去の施工実績等を考慮したうえで、いずれも指名が一部の業者に偏ることがないよう指名の機会均等を図るなど一定のルールに従った選定作業が行われており、公正な競争を阻害するような恣意的な指名が行われた形跡は見受けられなかった。

なお、手続面においても、指名業者の選定等について、岐阜県警察建設工事入札参加者選定部会会計課分科会における審議を経たうえで、専決権者である会計課長まで事前決裁を受けていた。

(3) 入札の手続について

本件工事の各入札は、一般競争入札又は指名競争入札にかかわらず電子入札システムによって行われており、一般競争入札にあつては入札公告から事前の入札参加資格確認、応札、開札、落札者決定、結果通知まで、指名競争入札にあつては入札執行通知から辞退届、応札、開札、落札者決定、結果通知までがすべてシステム上で行われ、仕様の配付を除き、職員が業者と接することなく入札が執行されていた。

仕様書に限っては、保安上の機密を理由に印刷したものを業者に手交する運用を行っていたが、平成 29 年 12 月からこの運用を改め、仕様書もシステム上の閲覧を可能とすることとした。このため、本件工事の入札のうち、平成 29 年 12 月以降に入札執行通知が行われた指名競争入札 2 件については、仕様書をシステム上で閲覧を可能としていた。

(4) 予定価格及び最低制限価格の公表・非公表について

本件工事は建設工事であるため、予定価格は事前公表、最低制限価格は事前非公表の取扱いが行われていた。  
なお、最低制限価格を含む入札結果は、落札者決定後に入札情報サービスのホームページ上で公開されている。

(5) 入札率等について

本件工事の各工事について、入札執行一覧表や工事請負契約書などを確認したところ、入札参加者ごとの入札価格及び予定価格に対する入札価格の割合（以下「入札率」という。）は、次に掲げる表 1 及び表 2 のとおりである。

なお、本件工事のうち、表 1 は岐阜県入札参加資格者名簿において「電気工事業」の区分により登録されている者を対象とした入札 7 件について、表 2 は「とび・土工工事業」又は「塗装工事業」の区分により登録されている者を対象とした入札 5 件について掲載した。

表 1

(単位：円、税抜)

種別	交通信号施設修繕等工事	交通信号機改良等工事	交通信号機新設等工事
工事番号	第28-230号	第29-131号	第29-138号
入札方法	指名競争入札	一般競争入札	一般競争入札
入札参加資格者数(参加者数)	1023.1.24	1029.8.21	1029.9.29
入札日	1029.2.7	1029.9.19	1029.10.25
当初発注日	1029.2.8	1029.9.27	1029.11.9
予定価格	3,875,000	2,465,710	40,198,000
最低制限価格	3,335,969 (88.18)	2,123,939 (86.18)	35,739,889 (88.90)
入札率(%)	86.18	86.18	88.90
河津電気 (株)		3,880,000 (99.2%)	
岐阜信号施設 (株)			34,265,000 (85.2%)
アロ通信 (株)			34,264,800 (85.3%)
(株) 弘電舎	入札不参加		
和光通信 (株)	辞退		
(株) テンゾン	辞退		
(株) アサヒ電設	辞退		
(有) 堀江電設	辞退		
(有) 豊村電機	辞退		
(有) 柳川電気	辞退		
(有) 中瀬電工社	辞退		
日本ローテック (株)		30,500,000 (94.9%)	
三栄電気建設工事 (株)	辞退		
(株) 大井通信設備		17,221,000 (93.3%)	
(株) 愛岐通信	3,641,000 (94.0%)		38,622,500 (95.0%)
(株) シンコー	2,465,000 (100.0%)	40,198,000 (100.0%)	38,622,500 (95.0%)

- ※ 1 ( ) 内は入札率 (小数点以下第二位を四捨五入)、細掛けエントリ体部分は落札価格。業者名について支店等の表示は省略。
- ※ 2 「辞退」とは、一般競争入札にあつては、不特定多数の参加を前提としているため、あらかじめ定められた入札に参加するために必要な資格 (以下「入札参加資格」という。)の有無について事前確認を受けた者が入札不参加の届け出を指す。これに対して指名競争入札にあつては、入札参加資格を有する者の中から指名を受けた者が入札不参加の届け出をした場合を指す。
- ※ 3 「入札不参加」とは、一般競争入札に係る入札参加資格の事前確認を受けた者又は指名競争入札に係る指名を受けた者が、入札不参加の届け出をすることなく応札しなかった場合を指す。
- ※ 4 「無効」とは、応札額が予定価格 (事前公表) を超えた場合又は最低制限価格 (事前非公表) に満たなかった場合を指す。
- ※ 5 上記 1 から 4 まで表 2 において同じ。

表2 (単位：円、税抜)

種別	灯火式大型固定標識改良等工事	道路標識改善工事			
工事番号	第28-209号	第29-169号	第29-170号	第29-211号	第29-212号
入札方法	指名競争入札	一般競争入札	一般競争入札	指名競争入札	指名競争入札
入札日	H28.11.7	H29.8.29	H29.8.24	H29.12.14	H29.12.14
当初契約日	H28.11.25	H29.10.2	H29.9.19	H29.12.27	H29.12.27
予定価格	3,938,888	18,114,000	10,877,000	8,901,000	9,177,000
最低制限価格	3,404,464 (86.4%)	15,942,092 (88.0%)	9,521,166 (87.5%)	7,774,516 (87.3%)	8,018,278 (87.4%)
三和道路維持(株)	辞退			辞退	辞退
(株) コウケン				8,900,000 (100.0%)	辞退
(株) 安全	辞退			辞退	辞退
(株) 共栄興業	3,840,000 (97.5%)			辞退	8,800,000 (95.9%)
(有) 西濃防災	辞退			辞退	辞退
中日日本商事(株)	辞退			辞退	辞退
山崎工業(株)	辞退			辞退	辞退
中前交通資材(株)	辞退			辞退	辞退
(株) 杉建	辞退			辞退	辞退
(株) アルズサイン	辞退			辞退	辞退
(株) トーヨー		17,200,000 (95.0%)	10,500,000 (96.5%)	辞退	辞退
アース・クリエイト(有)	辞退			8,600,000 (96.6%)	9,000,000 (98.1%)
(有) AKメンテナンス	辞退				辞退

表1及び表2のとおり、事前公表の予定価格を超えた無効な応札は認められなかったが、事前非公表の最低制限価格に満たなかった無効な応札が交通信号機改良等工事の一般競争入札2件において延べ6者認められた。

また、一般競争入札において応札が1者のみであった工事が3件、指名競争入札において辞退又は入札書不着により結果的に応札が1者のみであった工事が3件あったほか、一般競争入札において落札者以外の者の辞退又は無効により落札者が予定価格と同額で落札した工事が1件あった。

(6) 関係職員による入札談合等関与行為の有無について

本件工事にし、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を旨すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に定義されている入札談合等があった事実又はこれが疑われるような情報は、監査の実施過程において得られなかった。

(7) 談合その他不正行為があった場合の損害賠償に関する約定について

本件工事に係る各工事請負契約書を確認したところ、いずれも岐阜県会計規則取扱要領(昭和39年4月27日39出—第38号)第109条関係に定める標準書式に基づいて作成し締結されており、談合その他不正行為があった場合の損害賠償に関しては、

次のとおり約定されていた。

【平成29年度に締結された工事請負契約書の例】

(談合その他不正行為による解除)  
 第47条の3 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員)がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
 一 公正取引委員会が、受注者の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為(以下「独占禁止法違反行為」という。)があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号、以下「行政事件訴訟法」という。)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)  
 二 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を除き、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)  
 三 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。  
 四 排除措置命令又は課徴金の納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい)、受注者等に対して行われていないときは、各号宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。  
 五 前号の命令により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したとき)に、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。  
 六 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第96条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。  
 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。  
 3 略  
 (談合その他不正行為があった場合の違約金等)  
 第47条の4 受注者は、この契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して違約金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づき不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売である場合、その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。  
 2 受注者は、この契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、発注者に対して違約金(違約金)として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。  
 3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。  
 4 前3項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。  
 5及び6 略

この工事請負契約書によれば、第47条の3第2項又は第47条の4第1項の規定に基づき違約金として請負代金額の10分の1に相当する額を、さらに第47条の4第2項の規定に基づき違約金(違約罰)として請負代金額の10分の1に相当する額を受注者は発注者に支払わなければならない旨が約定されているが、いずれについても公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金の納付命令若しくは刑法(明治40年4月24日法律第45号)又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定による刑の確定が要件であることもあわせて約定されている。

2 関係人調査の結果

本件工事について、一般競争入札にあっては「入札者」及び「入札参加資格確認申請をしたものの入札しなかった者」並びに指名競争入札にあっては「指名を受けた者」すべてを対象に、計38業者に対して郵送による書面調査を実施したところ、37業者から回答があり、本件工事の入札に関し、独占禁止法第3条に禁ずる私的独占又は不当な取引制限があった事実又はこれらが疑われるような情報は得られなかった。

第4 監査委員の判断

請求人は、本件工事の入札において、継続的に業者間で談合が行われてきた疑いが極めて強いと主張するが、請求人が本件請求において、証する書面として添付した資料に記載されている内容は、既に公表されている入札結果を複数並べて判読される応札状況や入札率のみであり、談合の態様などを具体的に示すものではない。したがって、前記添付資料に基づき請求人主張にかかる談合の事実を認定することはできない。

また、法に定められた監査委員の権限の範囲で調査を実施した限りにおいて、警察本部会計課及び交通規制課を対象とした関係書類の確認や関係職員の説明においても、本件工事に係る入札者等を対象とした書面調査においても、請求人が主張する談合の事実又はその存在を疑わせるに足る事実を確認することはできなかった。

判例(名古屋高裁金沢支部平成19年1月15日判決)においても、「実際の入札にあっては、入札者による入札価格及び入札の結果は、個々の入札者の企業規模、従前の工事実績等の実際の入札者の個別的属性のほか、受注期における工事需給の多寡等の経済的情勢、履行の難易及び履行期の長短等の当該工事の特殊性等、様々な他の要因が複雑に影響しあうとも考えられ、談合の事実がなくとも、理想的な自由競争が行われた場合の入札結果と常に一致するとは限らないから、入札価格や落札率をもって、直ちに談合の存在を推認することはできない」及び「入札それ自体を辞退したりすれば、今後の公共入札において指名停止等の不利益処分を受けるおそれがあるものと思い、予定価格を若干下回るきりのよい金額での入札をやむなく行ったりと考える余地があるから、落札できなかった共同企業体の入札価格が高額であったり、同一金額であったことをもって、談合の存在を推認するには足りない」とも判示されており、請求

人が主張するように入札率に不自然な点が見受けられたとしても、それをもって直ちに談合があったと推認することはできない。

以上のことから、本件工事の入札において談合があったと認めるに足る合理的な事実が確認できなかったことにより、談合による奥の損害は認められず、知事が損害賠償請求を怠る事実も認められない。

よって、本件請求における請求人の主張は採用することができず、これを棄却する。

第5 監査委員の意見

本件請求に対する監査委員の判断は上記のとおりであり、監査の結果や監査委員の判断に影響するものではないが、調査を実施した過程において、競争入札について次の事項が見受けられたため、入札の競争性を高めるよう是正、改善又は検討すべきものとして意見を付す。

(1) 一般競争入札について、1者しか応札が得られなかった入札結果が散見されるので、早期の発注、無理のない工期の設定、仕様の見直しなどによって、入札参加者数を確保するよう努められたい。

(2) 指名競争入札について、入札参加辞退が多く、1者しか応札が得られなかった入札結果が散見されるので、早期の発注、無理のない工期の設定及び仕様の見直し並びに業者の履行能力の十分な調査に基づく指名業者の選定を行うなどして、指名の辞退を低減し入札参加者数を確保するよう努められたい。